

公立大学法人山口県立大学と厚生労働省山口労働局との
連携・協力に関する協定書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と厚生労働省山口労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密に連携・協力して、甲の学生及び卒業生の県内就職の促進並びに乙の労働行政の推進等を目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- （1）甲の新卒者及び既卒者の県内就職等への支援に関する事
- （2）甲に在籍する学生のキャリア形成の支援に関する事
- （3）乙による労働行政施策の普及促進に関する事
- （4）乙による各種調査に関する事
- （5）その他協定の目的を達成するために必要な事
- （6）その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関する事

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中及びこの協定の終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方の同意、又は法令（条例を含む。）の定めにより開示を求められた場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この協定終了後においても、なお効力を有する。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結から2028年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の60日前までに甲乙のいずれかから相手方に対する書面による意思表示がない限り、本協定は同一内容により更に1年間自動的に延長されるものとし、その後の期間満了に際しても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書正本を2通作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保有する。

2025年3月19日

（甲）公立大学法人山口県立大学理事長

岡 正 良

（乙）厚生労働省山口労働局長

友住 弘一郎